

東御市国民健康保険運営協議会  
会長 俵 和一 様

東御市長 花岡 利夫

東御市国民健康保険税率について（諮問）

東御市国民健康保険税率を下記のとおり改定することについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税率の改定

(1) 医療分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 6.7	100 分の 6.7
資産割額	100 分の 16.8	100 分の 11.2
被保険者均等割額	19,000 円	19,000 円
世帯別平等割額	19,500 円	19,500 円

(2) 後期高齢者支援金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 2.3	100 分の 2.5
資産割額	100 分の 5.6	100 分の 3.8
被保険者均等割額	6,500 円	7,300 円
世帯別平等割額	6,500 円	7,000 円

(3) 介護納付金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 2.3	100 分の 2.3
資産割額	100 分の 2.7	100 分の 1.8
被保険者均等割額	9,000 円	9,000 円
世帯別平等割額	9,000 円	8,200 円

2 改定の時期 令和 5 年 4 月 1 日

3 改定の理由

県の運営方針に掲げる今後の保険税水準の統一に向けた賦課方式は資産割を除いた 3 方式としているが、東御市は現在 4 方式で賦課を行っている。

将来的な保険税水準の統一に備え、資産割の段階的な縮小を図りたい。